朝刊 2025/01/30(木)

厚生年金

企業要件、廃止先送り

中小の負担配慮、35年に

厚生労働省は29日、パートら短時間労働者の厚生年金加入は従業員数「51人以上」とする企業規模要件の廃止時期を当初の2029年10月から35年10月に先送りする修正案を自民党会合で提示した。保険料は労使折半で、中小企業側の負担が増えることに配慮した。今夏の参院選への影響も考慮して後退した形だ。全ての国民が受け取る基礎年金（国民年金）の底上げは、実施可否を29年以降に判断すると説明したが、慎重論が相次いだ。

基礎年金底上げは慎重論

年金制度改革案を議論した自民党の会合＝29日午前、東京・永田町の党本部

企業規模要件の廃止は加入拡大で将来受け取る年金額を手厚くする狙いだが、中小企業側や自民から「保険料負担が重い」と反発が出ていた。厚労省は年金制度改革関連法案の通常国会提出を目指している。石破茂首相は29日の参院代表質問で「法案の取りまとめに向け、丁寧に対応していく」と述べた。

短時間労働者は四つの要件を全て満たすと厚生年金に加入する。うち企業規模要件と年収要件（106万円以上）を廃止する。新たな加入者は計約180万人の見込み。「週の労働時間が20時間以上」「学生ではない」の2要件は維持する。

企業規模要件は、27年10月に「51人以上」から「36人以上」へ緩和。29年10月に「21人以上」へ、32年10月に「11人以上」へ段階的に緩和し、35年10月に廃止する。

従業員5人以上の個人事業所の場合、厚生年金の加入対象は現在17業種だが、29年10月から全業種に拡大する。ただ自民から「物価高で経営が厳しい」と異論が出たため、対象を新規開業の事業所に限定し、既存事業所は当面免除する。

保険料負担に伴う手取り減対策として加入者が払う保険料の一部を企業が肩代わりできる仕組みを導入。対象は従業員50人以下の企業と5人以上の個人事業所に限定し、3年程度の特例とする。

基礎年金の底上げには財政が堅調な厚生年金の積立金を使う。実際に底上げするかどうかは経済情勢や財源確保の状況などを踏まえ29年以降に判断する。厚生年金の伸びを抑える仕組み「マクロ経済スライド」は30年度まで続ける。自民会合では厚生年金積立金を使うことに理解が得られないといった意見が出た。

ズーム マクロ経済スライド　年金額の伸びを物価や賃金の上昇分より抑える仕組み。現在の高齢者への給付水準を引き下げて将来世代の水準を確保する効果がある。年金の原資となる保険料を払う現役世代が減る一方、長生きする高齢者は増えて支給総額が膨らんでいることが背景にある。物価や賃金が下がるデフレ時は適用せず、翌年度以降に持ち越すルールがある。